

## 平成20年瑞穂町教育委員会第1回臨時会 会議録

平成20年3月31日瑞穂町教育委員会第1回臨時会が瑞穂町ビューパーク・スカイホールに招集された。

- 1 出席委員は、次のとおりである。  
1番 吉野 ゆかり 君 ・ 2番 吉岡 康 君 ・ 3番 大澤 利夫 君 ・ 4番 岩田 良男 君  
5番 岩本 隆 君
- 1 欠席委員は、次のとおりである。  
なし
- 1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。  
教育長 岩本 隆 君 ・ 学校教育課長 村野 香月 君 ・ 学校教育課主幹 谷合 しのぶ 君  
社会教育課長 小池 栄一 君 ・ 社会教育課長補佐 栗原 始 君 ・ 図書館長 野島 辰明 君  
庶務係長（事務局） 横澤 和也 君
- 1 本日の傍聴者 0名
- 1 本日の議事日程は、次のとおりである。  
日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 委員長・教育長 業務報告  
日程第3 報告事項1 瑞穂町奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則  
日程第4 報告事項2 瑞穂町青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則  
日程第5 報告事項3 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
日程第6 議案第10号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則  
日程第7 議案第11号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
日程第8 議案第12号 瑞穂町公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
日程第9 議案第13号 瑞穂町公立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則

- 日程第10 議案第14号 瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
- 日程第11 議案第15号 教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令
- 日程第12 議案第16号 瑞穂町公立学校事案決定規程の一部を改正する訓令
- 日程第13 議案第17号 瑞穂町公立学校文書管理規程の一部を改正する訓令
- 日程第14 議案第18号 瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令
- 日程第15 議案第19号 瑞穂町特別支援教育就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則
- 日程第16 議案第20号 瑞穂町適応指導教室設置要綱
- 日程第17 議案第21号 瑞穂町奨学金制度検討委員会設置要綱の一部を改正する告示
- 日程第18 議案第22号 瑞穂町立小・中学校学校給食検討委員会設置要綱の一部を改正する告示
- 日程第19 議案第23号 瑞穂町教育相談室室長の任命について
- 日程第20 議案第24号 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について
- 日程第21 議案第25号 平成20年度瑞穂町立小・中学校教育課程について
- 日程第22 議案第26号 瑞穂町総合人材リスト取り扱い要綱について
- 日程第23 議案第27号 瑞穂町青少年委員の委嘱について
- 日程第24 議案第28号 瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第25 議案第29号 瑞穂町体育指導委員の委嘱について
- 日程第26 議案第30号 瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画策定委員会設置要綱を廃止する告示

開会 午前 9時00分

岩田委員長 只今の出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年瑞穂町教育委員会第1回臨時会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。議案が21件ありますので、スムーズに進行させていただくため、一括議案とさせていただきます場合もありますのでご了承願います。

岩田委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、委員長において、1番 吉野委員を指名します。

岩田委員長 日程第2 諸報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。

岩田委員長 私からは特にございませんが、何か質疑がありましたら願います。  
(質疑なし)

岩田委員長 質疑もないようですので、以上で諸報告を終了いたします。

岩田委員長 日程第3から日程第5の報告事項につきましては、3月の町議会で瑞穂町組織条例等が改正されたため、関連の町規則の一部を改正するものであるため、一括で報告願います。

岩本教育長 報告事項1 瑞穂町奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則について、ご報告を申し上げます。主な改正内容ですが、平成20年4月からの部制の導入に伴うもので、委員に教育部長を追加し、同じく委員である課長職名に部名を追加するものであります。附則といたしまして、この規則は、平成20年4月1日から施行するものであります。

報告事項2 瑞穂町青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則について、主な改正内容ですが、平成20年4月からの部制の導入に伴い、住民生活部長、福祉保健部長を追加するものであります。附則といたしまして、この規則は、平成20年4月1日から施行するものであります。

報告事項3 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、平成20年3月の町議会での条例改正を受け、規則を次のとおりに改正するものでございます。主なものは、瑞穂ビューパーク運営審議会関係を廃止とし、施設の利用の変更に伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては、小池社会教育課長に説明させます。

社会教育課長 報告事項3 瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則ですが、第2条、

第3条、第4条、第5条、第8条、第10条、第13条、第14条につきましては、文言の整理をしたものでございます。第16条につきましては、3月の町議会で瑞穂ビューパークの設置及び管理に関する条例の改正に伴い、ビューパークの運営審議会を廃止するもので、この条項を削除するものでございます。附則といたしましては、施行規則は平成20年4月1日から施行するものでございます。簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

岩田委員長 以上で説明が終わりましたので、これより一括質疑に入ります。何か質疑がありましたら発言を許します。  
(質疑なし)

岩田委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。以上で報告事項を終わります。

岩田委員長 日程第6 議案第10号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第10号 瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町組織条例の改正に伴い、教育委員会についても部制を導入するため、瑞穂町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があると、本案を提出するものであります。詳細については、村野学校教育課長に説明させていただきますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校教育課長 恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

第2条では、事務局に次の部、課、館及び係を置くということで、教育部とし、学校教育課に指導係を追加し、社会教育課では、生涯学習係と文化事業係を統合し、社会教育係とするものです。

第3条では、事務局に部長職を設置します。第4条では、部長の職責を追加し、その他文言の整理等をするものです。第5条第1号では、「学校教育課長」を「教育部長」に改め、第2号では「社会教育課長」を「教育部学校教育課長」に改めるものであります。第6条では、事務分掌の改正をするもので、教育部学校教育課の庶務係では、文言の整理をしたものです。学務係では、指導係に一部事務分掌を移行し、第9号で奨学金に関することを追加するものです。指導係では、各3号を事務分掌とするものです。社会教育課では、生涯学習係と文化事業係の事務分掌を社会教育係にまとめたものでございます。

第7条では、部長の業務を補佐し、庶務を担当させるため、庶務担当課を学校教育課とするものです。

第8条では、部長が専決できる事項を定めるものでございます。附則といたしまして、この規則は、平成20年4月1日から施行するものであります。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

岩田委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か質疑がありましたら発言を許します。  
(質疑なし)

岩田委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより第10号議案について、討論を行います。  
討論がございましたら、お伺いいたします。  
(討論なし)

岩田委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。第10号議案を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議なしと認め、議案第10号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第7 議案第11号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。  
提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第11号 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

学校教育法等の改正に伴い、瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、村野学校教育課長に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校教育課長 瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

学校教育法の改正により、学校に置くことのできる職として、副校長・主幹教諭等が設けられました。東京都の都立学校の管理運営規則が既に改正され、全ての区市町村でも同時に、3月末までに改正するよう東京都から依頼があり、改正するものであります。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第3条から第6条は、条項の移動と文言の整理でございます。第7条では、副校長について、定めるものであります。第7条の3では、主幹教諭について、定めるものであります。第8条以下は、条項の移動と文言の整理でございます。附則といたしまして、この規則は、平成20年4

月1日から施行するものであります。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

岩田委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か質疑がありましたら発言を許します。  
(質疑なし)

岩田委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより第11号議案について、討論を行います。  
討論がございましたら、お伺いいたします。  
(討論なし)

岩田委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。第11号議案を原案通り決定すること  
にご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議なしと認め、議案第11号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第8 議案第12号 瑞穂町公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則から、日程第15 議  
案第19号 瑞穂町特別支援教育就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則を議題といたします。提案者よ  
り順次、提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第12号 瑞穂町公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申  
し上げます。

瑞穂町公立学校設置条例の改正に伴い、瑞穂町公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する必要があるの  
で、本案を提出するものであります。内容ですが、瑞穂中学校の位置について「2027番地」を「1961番  
地1」に改めるものであります。附則といたしまして、この規則は、平成20年4月1日から施行するものであ  
ります。

岩本教育長 議案第13号 瑞穂町公立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し  
上げます。

瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、瑞穂町公立学校教職員健康管理規則の一部を改正する  
必要があるため、本案を提出するものであります。内容ですが、「教頭」を「副校長」に改めるものであります。  
附則といたしまして、この規則は、平成20年4月1日から施行するものであります。

岩本教育長 議案第14号 瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、提案理由のご

説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。詳細については、村野学校教育課長に説明させていただきます。

岩本教育長 議案第15号 教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の改正等に伴い、教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。主な内容ですが、校長に委任する事項と副校長に委任する事項を分けたものであります。その他文言の整理を行うものであります。附則といたしまして、この訓令は、平成20年4月1日から施行するものであります。

岩本教育長 議案第16号 瑞穂町公立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の改正等に伴い、瑞穂町公立学校事案決定規程の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。主な内容ですが、「教頭」を「副校長」に改め、「主幹」を「主幹教諭」に改め、副校長の権限に属する事務等を追加し、その他文言の整理を行うものであります。附則といたしまして、この訓令は、平成20年4月1日から施行するものであります。

岩本教育長 議案第17号 瑞穂町公立学校文書管理規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町公立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、瑞穂町公立学校文書管理規程の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。内容ですが、「教頭」を「副校長」に改めるものであります。附則といたしまして、この訓令は、平成20年4月1日から施行するものであります。

岩本教育長 議案第18号 瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。

内容ですが、第4条中「午後零時から午後零時45分」を「午後0時15分から午後1時」に改め、第5条の「休息时间」を削除するものであります。附則といたしまして、この訓令は、平成20年4月1日から施行するものであります。

岩本教育長 議案第19号 瑞穂町特別支援教育就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町組織条例及び瑞穂町教育委員会事務局処務規則の改正に伴い、瑞穂町特別支援教育就学指導委員会設置規則の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。

主な内容ですが、部制の導入に伴い、部名を追加するものであります。その他、文言の整理を行うものであります。附則といたしまして、この規則は、平成20年4月1日から施行するものであります。以上慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校教育課長 瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第1条では、瑞穂町教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、「次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を委員会教育長に委任する。」というもので、第1号から第6号については、法律で定められた事項をそのまま移行し、定めたものであります。その他の項目については、文言の整理と第5号を削除したものであります。附則といたしまして、この規則は、平成20年4月1日から施行するものであります。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

岩田委員長 説明が終わりましたので、これより一括質疑に入ります。何か質疑がありましたら発言を許します。  
(質疑なし)

岩田委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論がございましたら、お伺いいたします。  
(討論なし)

岩田委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。採決は議案の案件ごとに行います。それでは、議案第12号 瑞穂町公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。



各委員 異議なし  
岩田委員長 異議なしと認め、議案第12号は原案どおり可決されました。  
岩田委員長 次に、議案第13号 瑞穂町公立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし  
岩田委員長 異議なしと認め、議案第13号は原案どおり可決されました。  
岩田委員長 次に、議案第14号 瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし  
岩田委員長 異議なしと認め、議案第14号は原案どおり可決されました。  
岩田委員長 次に、議案第15号 教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令を採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし  
岩田委員長 異議なしと認め、議案第15号は原案どおり可決されました。  
岩田委員長 次に、議案第16号 瑞穂町公立学校事案決定規程の一部を改正する訓令を採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし  
岩田委員長 異議なしと認め、議案第16号は原案どおり可決されました。  
岩田委員長 次に、議案第17号 瑞穂町公立学校文書管理規程の一部を改正する訓令を採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし  
岩田委員長 異議なしと認め、議案第17号は原案どおり可決されました。  
岩田委員長 次に、議案第18号 瑞穂町教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令を採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 次に、議案第19号 瑞穂町特別支援教育就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則を採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第16 議案第20号 瑞穂町適応指導教室設置要綱を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第20号 瑞穂町適応指導教室設置要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。不登校児童生徒の学校復帰を支援する場である適応指導教室に関して、必要な事項を定めるため本案を提出するものであります。詳細については、村野学校教育課長に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校教育課長 瑞穂町適応指導教室設置要綱について、ご説明申し上げます。瑞穂町適応指導教室設置要綱については、平成14年12月の定例会で議決を経て、平成15年1月から運営をしております。ここで内容の変更がございますが、告示をしていないことから、全文を提出するものであります。内容について、ご説明申し上げます。

第1条では、目的及び設置について定めるものでございます。第2条では、名称及び位置について定めるものでございます。第3条では、教室に室長及び指導員を置くとするものでございます。第4条では教室で行う事業について、第5条では教室の開設期間及び時間について、第6条では教室への通室ができる対象者について、第7条では手続きについて、第8条では教室の指導内容について、第9条では学籍、第10条では通室日の報告、第11条では通室方法、第12条では事故、傷害等、第13条では学校復帰、第14条では委任事項について定めるものであります。附則といたしまして、この要綱は、告示の日から施行するものであります。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

岩田委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か質疑がありましたら発言を許します。

岩田委員長 適応指導教室のいぶきがあったかと思うのですが、いぶきとの関係を説明してください。

学校教育課長 先ほど冒頭の説明で、適応指導教室の設置要綱については、平成14年12月の教育委員会定例会において認

めていただき、平成15年1月から開設し、既に運営しているわけですが、告示の行為をしていないことが判明しましたので、ここで改めて再度告示をするためにも若干内容を変更し、認めていただきたいと思います。

大澤委員 第8条に教科指導も行うということですが、教員免許を持った方が指導しているのでしょうか。

学校教育課主幹 指導員については、臨時職員ですが教員免許を持った方を採用しております。もちろん室長は校長先生だった方ですので、教員免許は持っております。

吉野委員 第8条に特別活動に関する内容があるかと思うのですが、どのような内容を行っているのでしょうか。

学校教育課主幹 教育課程の内容と同じように、集団における人間関係の形成ということで、個々の状況により違うのですが、みんなで調理を行ったり、スポーツを行ったり、校外学習に出掛けたりする機会を通して、豊かな人間形成を行うということで、特別活動を行っております。

岩田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論がございましたら、お伺いいたします。

(討論なし)

岩田委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。それではお諮りします。原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第17 議案第21号 瑞穂町奨学金制度検討委員会設置要綱の一部を改正する告示から、日程第18 議案第22号 瑞穂町奨学金制度検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を改正する規則を議題といたします。提案者より順次、提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第21号 瑞穂町奨学金制度検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町組織条例及び瑞穂町教育委員会事務局処務規則の改正に伴い、瑞穂町奨学金制度検討委員会設置要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

主な内容ですが、部制の導入に伴い、部名を追加するものであります。附則といたしまして、この告示は、平成20年4月1日から施行するものであります。

岩本教育長 議案第22号 瑞穂町立小・中学校学校給食検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育委員会事務局処務規則の改正に伴い、瑞穂町立小・中学校学校給食検討委員会設置要綱の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものであります。

主な内容ですが、部制の導入に伴い、部名を追加するものであります。附則といたしまして、この告示は、平成20年4月1日から施行するものであります。以上慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

岩田委員長 説明が終わりましたので、これより一括質疑に入ります。何か質疑がありましたら発言を許します。

岩田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論がございましたら、お伺いいたします。

(討論なし)

岩田委員長 これより本議案をお諮りいたします。採決は議案の案件ごとに行います。それでは議案第21号 瑞穂町奨学金制度検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 次に、議案第22号 瑞穂町立小・中学校学校給食検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第19 議案第23号 瑞穂町教育相談室室長の任命についてから、日程第20 議案第24号 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命についてを議題といたします。提案者より順次、提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第23号 瑞穂町教育相談室室長の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育相談室設置規則第3条第2項の規定に基づき、別紙の者を任命したいので、本案を提出するもので

あります。瑞穂町教育相談室室長 氏名 みつぎ けんさぶろう 三ツ木 謙三郎 生年月日、住所、略歴については、記載のとおりであります。任期については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までであります。

岩本教育長 議案第24号 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育相談室設置規則第3条第3項の規定に基づき、別紙の6名を任命したいので、本案を提出するものであります。

#### 瑞穂町教育相談室専任相談員

氏名 にいづま まさる 新妻 大

氏名 こじま たいち 小島 太市

氏名 おだ わかこ 小田 和歌子

氏名 おおた いずみ 太田 伊朱己

氏名 みやざき あき 宮崎 亜希

氏名 しいの よしたか 椎野 芳挙

それぞれ、生年月日、住所、略歴については、記載のとおりであります。

任期については、平成20年4月1日から平成21年3月31日までであります。

以上慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

岩田委員長 説明が終わりましたので、これより一括質疑に入ります。何か質疑がありましたら発言を許します。

大澤委員 3月の教育委員会定例会で、瑞穂町教育相談室設置規則の一部の改正により、専任相談員が5人から8人以内ということで、室長を含めても7名ということで、もう一人余裕があると考えても良いかと思うのですが、学校の中での相談員が廃止されたということも含めると、目一杯任命されても良いのかと思うのですが、人材がなかったのか、ほかに理由があるのか、伺えたらと思います。

学校教育課長 3月の教育委員会定例会にて、専任相談員が5人から8人以内と規則を改正させていただきました。平成19年度は、臨床心理士を4名雇用し、5校ある小学校を巡回等していただいたわけですが、5校ある中で4名では

運営しづらいということ、またニーズが高くなっていることで、平成20年度予算も通りましたので、1名増の5名とさせていただきます。そして、人数が変わるごとに規則の改正をするのもどうかと思いましたが、8名以内ということで、予算も伴うことでありますので、弾力的な運用ができるようにさせていただきました。

岩田委員長

ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。人事案件ですので、討論は省略いたします。

それでは議案第23号 瑞穂町教育相談室室長の任命についてを採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし

岩田委員長

異議なしと認め、議案第23号は原案どおり可決されました。

岩田委員長

次に、議案第24号 瑞穂町教育相談室専任相談員の任命についてを採決いたします。原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし

岩田委員長

異議なしと認め、議案第24号は原案どおり可決されました。

岩田委員長

日程第21 議案第25号 平成20年度瑞穂町立小・中学校教育課程についてを議題といたします。教育長より説明を求めます。

岩本教育長

議案第25号 平成20年度瑞穂町立小・中学校教育課程についてを提案理由を申し上げます。

瑞穂町教育委員会に提出されました平成20年度瑞穂町立小・中学校教育課程を受理するにあたり、教育委員会において内容をご理解の上でご承認をいただく必要があるため、本案を提出するものでございます。詳細については、谷合学校教育課主幹に説明させますので、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

学校教育課主幹

教育課程をまとめたものを基に説明させていただきたいと思っております。今年度、教育課程を受理するに当たり、10月に学校経営方針の考え方、1月に教育課程の考え方、2・3月に事前相談ということで、1校約3時間の事前ヒアリングをした結果、このような教育課程が提出されたわけです。それを教育委員会事務局は、届け出を受けとり、教育委員会で教育課程の内容をご承認いただくことになっております。昨年度と大きく変更した点だけ、説明させていただきます。平成20年度の教育目標ですが、瑞穂第一小学校から瑞穂中学校まで同じ目標ですが、瑞穂第二中学校だけ教育目標が変更されております。今まで、スローガンのようなものだったのですが、

「自ら考え 判断し 学ぶ中学生（知）」、「自他を大切に 心豊かな中学生（徳）」、「何事にも挑戦し 努力する中学生（体）」という形で、学校が目指すべき生徒像を明確にした教育目標を設定しております。これが、教育目標で変更された点です。

基本方針におきましては、表現上は大きな変更がないのですが、中身として、全ての学校において言語活動、読書指導、食に関する指導という文言が具体的に組み込まれています。

また平成20年度に当たり、第一小学校、第四小学校が国の英語活動の指定を受ける予定となっております。第四小学校は、既に指定を受けておりますが、第一小学校では、これから決定されるところです。第五小学校については、これまでも英語活動を行ってございましたので、継続してALTを入れた形で平成20年度から実施していく形になります。

瑞穂中学校では、国の学力向上推進指定校として、3カ年の指定を受け、研究を行って参ります。第二中学校においては、今年度まで第四小学校が受けていたものと同じ、人権教育推進指定校として国の指定を2年間受けます。そこが大きな柱となっております。

指導の重点ですが、少人数指導を行い、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ることです。小学校においては、全ての学校に算数で加配。瑞穂中学校では、数学。瑞穂第二中学校では、数学と英語で加配を受けております。また、平成20年度は学力テストと漢字検定の予算が認められましたので、そのような活動をして参ります。

道徳は、今年度の課題として、道徳授業の内容が特別活動の内容となっている学校が多数ございました。そのような反省から、5月に教育委員会主催の研修会を実施することを踏まえて、道徳教育については、規範意識、道徳性の育成、道徳的価値の内面化を図るような授業改善、そして道徳地区公開講座の充実という3本柱でどこかの学校からも出ております。

特別活動につきましては、より良い人間形成を図ることを目的にした関わり合いの育成ということで、進めていくようにしております。総合的な学習の時間としては、

1. 課題解決能力の育成
2. 体験活動、地域人材の活用 ということを主に計画しております。

特色ある教育活動につきましては、今年度は項目を挙げるだけでなく、指導すべき内容を学校の実態、地域の実態に応じて創意工夫をしながら、取り組むことが特色ある教育活動であると位置付けて、取り組みを進めてお

ります。

生活指導では、規範意識の醸成、いじめ・不登校が主軸となっております。そしてもうひとつ、安全指導が入っております。

進路指導につきましては、小学校で生き方指導として、キャリア教育の充実や中学校、保育園、幼稚園との連携を示しております。また中学校においては、上級学校訪問等、職場体験などが主の活動となっております。

選択教科ですが、瑞穂中学校は昨年度と同様ですが、瑞穂第二中学校では昨年度、生徒が学習内容や課題等を選ぶ方式で実施しておりました。また、授業時間数が少ないということがありましたが、平成20年度は、補充と発展のコースの開設を通して学力向上に向けた選択授業のあり方を推進していくということで、授業内容も全て発展コースとに分かれ、また授業時間数が増えています。

平成20年度に向けて、内容を精査し、課題をきちんと改善していく。そして確かな学力、豊かな心、子どもたちが健康な体と心を維持することを大きな柱とした教育課程が全ての学校で生まれ、4月1日以降、ホームページ等に掲載するなど、広く町民に知らしめていく中で、きちんと活動が実践できるよう、教育委員会として指導に当たっていくということで、ご承認いただければと思います。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質疑がありましたら発言を許します。

大澤委員 中学校について、選択教科の3年生の授業時数が、瑞中と二中で授業時間数が25時間違います。これは、総合的な学習の時間との関係で違っているかと思うのですが、瑞穂第二中学校では、総合的な学習の時間に力を入れ、瑞穂中学校では選択教科に力を入れるという考え方でよろしいのでしょうか。

学校教育課主幹 瑞穂第二中学校では、3年生の3月に教育課程としてボランティア活動が入っております。保育園や幼稚園や福祉施設、障害者施設等に2日間伺って活動をしておりまして、その分が総合的な学習の時間に含まれている関係で、瑞穂中学校より3年生の選択教科の時間数が少なくなっているということで、ご理解いただけたらと思います。

岩田委員長 ここで指導要領の改正がありましたが、それに伴い、何か変わったところはあるのでしょうか。

学校教育課主幹 移行が始まるのは平成21年度からであるため、この教育課程は現行の学習指導要領の中身で組み立てられておりますので、新学習指導要領の内容が含まれているところは特にございませぬ。

岩田委員長 ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。討論は省略いたします。それでは本案を原案どおり



承認することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議なしと認め、議案第25号は原案どおり承認されました。

岩田委員長 日程第22 議案第26号 瑞穂町総合人材リスト取り扱い要綱についてを議題といたします。提案者より説明を求めます。

岩本教育長 議案第26号 瑞穂町総合人材リスト取り扱い要綱について提案理由のご説明を申し上げます。

この要綱は、住民の自主自立活動に支えられた町づくりを実現するために、瑞穂町総合人材リスト設置に関して必要な事項について定めるものでございます。詳細については、小池社会教育課長に説明させますので、慎重ご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

社会教育課長 人材リストの取り扱い要綱でございますが、これまで町の企画財政課が所管していましたが、このほど教育委員会が所管することになり、所管替えに伴い、新たに要綱を定めるものでございます。

第1条につきましては、目的を定めたものでございます。第2条につきましては、設置。第3条は、人材リストの管理。第4条は、登録対象者。第5条は、登録手続き。第6条は、対象者の募集方法。第7条は、利用方法。第8条は、閲覧。第9条は、活動状況の把握。第10条は、登録の抹消。

附則としまして、この告示は平成20年4月1日から施行するものでございます。第2項としまして、経過措置。この告示の施行の際、瑞穂町総合人材リストに取扱要綱、平成11年告示第107号第5条の規定により、登録されている者は、第5条の規定により登録を受けたものとみなす。以上で説明とさせていただきます。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質疑がありましたら発言を許します。

岩田委員長 ここに登録された方は、依頼された際に専門的な内容を指導するというものでしょうか。

社会教育課長 はい、そういったものでございます。登録者については、それぞれの分野で自分の得意分野に登録していただきまして、町民のために指導等していただくという形です。なお、一部に有償で行っているものもございます。

現在、人材リストの内容がホームページに記載されております。活動内容については公開しておりますが、氏名・住所等は個人情報ですので、教育委員会で定まった後、社会教育課で仲介をする形になります。

吉岡委員 人材リストの利用状況はどのようなものでしょうか。

社会教育課長 現在は企画財政課で取り扱っておりますが、年に数件と聞いております。町で出前講座を行っておりますが、

生涯学習団体に登録している方については0件で、行政系では、平成19年度に2件ということで、PR不足ということがあります。

吉野委員 第二小学校でお花など、地域の方が授業などに協力しているようですが、人材リストを通したものでしょうか。それとも、二小独自でやっていらっしゃるか、分かれば教えていただきたいと思います。

社会教育課長 平成19年度については社会教育課で取り扱っていないため、生け花とありますが、どこに頼んでいるか掌握しておりません。申し訳ありません。

岩田委員長 ほかにございませんでしょうか。

岩田委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論がございましたら、お伺いいたします。

(討論なし)

岩田委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第26号 瑞穂町総合人材リスト取り扱い要綱について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議なしと認め、議案第26号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第23 議案第27号 瑞穂町青少年委員の委嘱についてから、日程第25 議案第29号 瑞穂町体育指導委員の委嘱についてを議題といたします。教育長より順次提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第27号 瑞穂町青少年委員の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町青少年委員の任期は、平成20年3月31日で満了となることから、瑞穂町青少年委員の報酬に関する条例第3条の規定により、別紙のものを委嘱したいため本案を提出するものでございます。なお、青少年委員の定数は13名以内となっており、今回9名を委嘱するものです。残り4名については、選任しだい提案する予定であります。

次に、議案第28号 瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町文化財保護審議会委員の任期が平成20年3月31日で期間満了となることから、瑞穂町文化財保護条例第42条第1項の規定により、別紙のものを委嘱したいため本案を提出するものでございます。なお、瑞穂町文化財保護審議会委員の定数は10名以内となっており、今回6名を委嘱するものです。残り4名については、

選任しだい提案する予定であります。

次に、議案第29号 瑞穂町体育指導委員の委嘱について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町体育指導委員の任期が平成20年3月31日で期間満了となることから、瑞穂町体育指導委員に関する規則第2条第2項の規定により、別紙のものを委嘱したいため本案を提出するものでございます。なお、体育指導委員の定数については、16名以内となっており、14名を委嘱するものです。残り2名については、選任しだい提案する予定であります。以上、慎重ご審議の上ご決定賜りますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

岩田委員長 説明が終わりました。これより一括質疑に入ります。何か質疑がありましたら、発言を許します。

吉岡委員 27・28・29号の3議案について、どれも定数に達しておりませんが、その理由、定員の補充について説明をお願いします。

岩本教育長 今、それぞれの委員をお願いする中で、委員を辞退される方が多いということです。今の時代は、委員になっていただく方を説得することが大変困難な状況です。ここに記載された方については、当然ご了解をいただいたのですが、残りの方は現在説得中で、はっきりした時に委嘱を提案させていただきます。

委員には大変な仕事が多いのですが、社会状況として瑞穂町でボランティア活動をみなさんがやるんだという気持ちがないと、委員を委嘱するのは難しいのではないかと思います。

なるべく早く決定したいと思っております、色々な方面からお願いをしております。

吉岡委員 委員の選任について、青少年委員や文化財保護審議会委員など、それぞれ専門的な内容かと思うのですが、公募のような形はできないのでしょうか。

岩本教育長 公募で、誰から見てもこの方なら良いということがあれば良いのですが、その方を審査するのはどうしたら良いのかといったこともあります。そのため、現在は知っている方から話しを持っていった方が良いということもあります。特に文化財については、自分が文化財保護審議会委員にということであっても、文化財について内容を知らなければ、委員になった意味がありません。その道の人、その道の人を知っているということがありますから、今はそこでお願いをするのが良いのではないかと思います。

将来、瑞穂町に優秀な資格を持っている方が来た時に、公募で来ていただくのはよいかと思います。ただ、今はそうした状況になっていないように思います。

岩田委員長　　これまでやって来られた方が、ここで何人か辞退しているようですが、自分からここで辞退したいということが多かったのでしょうか。

社会教育課長　　まず文化財保護審議会員では、清水さんが現職でお亡くなりになっております。その他の方については説得に当たった結果ですが、身体的な状況や家族の状況などの生活環境の変化があり、ご承諾をいただけないということがあります。

岩田委員長　　もし、教育委員がこの方はどうかということで推薦したい方があれば、教育委員会に連絡をすることで、その方をお願いに行っていただけという形でもよろしいでしょうか。

岩本教育長　　現在、教育委員会だけでは範囲が限られますので、町部局にもお願いしております。そのため、その方とダブってしまつては困りますので、こちらを優先させてください。それでもいないようでしたら、ご推薦していただければ、当たっていきたいと思います。

岩田委員長　　ほかに質疑はございませんか。

岩田委員長　　ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。この件は人事案件ですので討論は省略させていただきます。お諮りいたします。採決につきましては、議案ごとに採決をいたします。議案第27号 瑞穂町青少年委員の委嘱についてをお諮りいたします。原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員　　異議なし

岩田委員長　　異議なしと認め、議案第27号は原案どおり決定されました。

岩田委員長　　議案第28号 瑞穂町文化財保護審議会委員の委嘱についてをお諮りいたします。原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員　　異議なし

岩田委員長　　異議なしと認め、議案第28号は原案どおり決定されました。

岩田委員長　　議案第29号 瑞穂町体育指導委員の委嘱についてをお諮りいたします。原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

各委員　　異議なし

岩田委員長　　異議なしと認め、議案第29号は原案どおり決定されました。

岩田委員長　　日程第26 議案第30号 瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画策定委員会設置要綱を廃止する告示

についてを議題とします。提案者より提案理由を求めます。

岩本教育長 議案第30号 瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画策定委員会設置要綱を廃止する告示について、提案する理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画策定完了に伴い、要綱を廃止するため本案を提案するものでございます。慎重ご審議の上ご決定賜りますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

岩田委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。何か質疑がありましたら、発言を許します。  
(質疑なし)

岩田委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論がございましたら、お伺いいたします。  
(討論なし)

岩田委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。第30号議案を原案通りの可決することにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

岩田委員長 異議なしと認め、議案第30号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 以上をもって、本臨時会に付議された案件は、すべて終了いたしました。  
これにて平成20年瑞穂町教育委員会第1回臨時会を閉会いたします。  
ご苦労様でした。

閉会 午前10時20分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員